

改正有人国境離島法の概要

内閣府総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室

【はじめに】

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下、有人国境離島法）の一部を改正する法律は、第二二一回国会において、七月八日の参議院本会議で可決され、成立しました。本法は七月一五日に公布（二部施行）され、令和九年四月一日から施行されることとなります。

有人国境離島法は、有人国境離島地域が我が国の領海等を適切に保全するための活動拠点として重要な機能を果たせるよう、平成二八年に議員立法により制定されました。今般、同法が令和九年三月末に一〇年間の有効期限を迎えることから、制定後初めての改正を行うこととなりました。改正に当たっては、有人国境離島地域の保

全・振興を推進する議員連盟（自由民主党）をはじめとする国会議員の先生方により精力的なご議論が行われ、改正内容が取りまとめられた上で、成案に至りました。

【改正内容】

有人国境離島法については、制定以降、国及び地方公共団体により、その保全と地域社会維持に係る施策が進められ、特定有人国境離島地域の人口の社会減が一定程度抑制された一方、有人国境離島地域は人口減少や高齢化が全国と比して厳しい状況にあるなど、引き続き課題があることから、当該地域が現下の諸課題を克服し、今後その役割を安定的かつ継続的に果たせるよう、以下のとおり、所要の改正が行われました。

第一 特定有人国境離島地域の追加（第2条関係）

特定有人国境離島地域に天売・焼尻（北海道）、飛島（山形県）、粟島（新潟県）、新島・式根島（東京都）が追加されました。今回追加となった地域については、既に定められている特定有人国境離島地域と同程度に厳しい状況に置かれていることから、特定有人国境離島地域に追加し、地域社会の維持を図るための施策を実施する必要がありますと判断されたものです。

第二 都道府県の責務の規定に係る規定の新設（第3条関係）

都道府県について、有人国境離島地域の保全のための必要な施策の実施、及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための必要な施策の策定・実施に関する努力義務規定が新設されました。有人国境離島法の制定以降、有人国境離島地域の人口減少が進み、我が国を取り巻く国際環境の厳しさが増す中で、保全及び地域社会の維持に関する施策を効果的に進めていくためには、国が果たす役割はもちろん、従来以上に都道府県が果たす役割への期待が高まっているとの考えからです。

第三 滞在型観光の促進に係る規定の追加（第16条関係）

特定有人国境離島地域と他の地域との間の交流拡大のための「滞在型観光の促進」が、基本方針及び都道府県計画に定める事項並びに地域社会の維持に関する施策に係る規定（配慮規定）に追加されました。特定有人国境離島地域の人口減少が進む中で、交流人口の拡大による本土と島との継続的な交流の重要性が高まっていることに鑑み、これに寄与する滞在型観光の促進を明文で規定する必要がありますと判断されたものです。

第四 期限の延長（附則第2条、改正附則第1条関係）

有人国境離島法の有効期限が令和一九年三月末までと一〇年間延長されました。

第五 検討条項の新設（改正附則第2条関係）

改正後五年を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる旨、改正附則に新設されました。有人国境離島地域に関する施策を効果的に推進するためには、社会経済情勢の変化や地域の実情を踏まえて必要な見直しを柔軟に行うことが重要であるとの考えからです。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律（概要）

- ・有人国境離島地域は、平成29年の有人国境離島法の施行以降、人口の社会減が一定程度抑制されている一方、人口減少や高齢化が全国と比して厳しい状況にあるなど、依然として多岐にわたる課題を抱えている。また、法成立から10年を経て、我が国の置かれる安全保障環境は厳しさを増している。
- ・現行法が10年間の有効期限を迎える今、有人国境離島地域が現下の諸課題を克服し、今後もその役割を安定的かつ継続的に果たすことが必要になっているところ、有効期限の10年間の延長を行うとともに、所要の改正を行うこととする。

現行の有人国境離島法に規定されている主な事項

法の目的

- 我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与する

定義

有人国境離島地域

- 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域等

特定有人国境離島地域

- 有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの（特定有人国境離島地域名は別表に明記）

国の責務

- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する

基本方針・計画

- 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定める
- 都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努める

有人国境離島地域に係る施策

<保全>

- ・国の行政機関の施設の設置
- ・国による土地の買取り等
- ・港湾等の整備
- ・外国船舶による不法入国等の違法行為の防止
- ・広域の見地からの連携

<その他>

- ・啓発活動

特定有人国境離島地域に係る施策

<地域社会の維持>

- ・国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化
- ・国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化
- ・生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
- ・雇用機会の拡充等
- ・安定的な漁業経営の確保等
- ※必要な財政上の措置等を講ずるものとする

その他

- この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する
- 平成39年（令和9年）3月31日限り、その効力を失う 等

今般の改正

特定有人国境離島地域の追加

- 特定有人国境離島地域として、以下地域を追加
 - ・天売・焼尻（北海道）
 - ・飛島（山形県）
 - ・粟島（新潟県）
 - ・新島・式根島（東京都）

都道県の責務に係る規定の新設

- 都道県について、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策の実施等に関する努力義務規定の新設

滞在型観光の促進に係る規定の追加

- 基本方針及び都道県計画に定める事項並びに地域社会の維持に関する施策に係る規定（配慮規定）として、特定有人国境離島地域と他の地域との間の交流拡大のための「滞在型観光の促進」を追加

期限の延長

- 有効期限の10年間延長（令和19年3月31日まで）

検討条項の新設

- 改正法の施行後5年を経過した場合に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨を附則に新設